

## 「世界の記憶」（地域登録）国内申請要領

令和5年4月26日  
「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

### 1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「世界の記憶（Memory of the World）」のうち、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）が実施する地域登録について、文部科学省は、以下の要領で、国内の幅広い資料保存機関等に対し、候補案件の申請を呼びかけるものである。なお、MOWCAPにおける審査に付されるのは1か国につき3件までと定められていることを踏まえ、我が国からの地域登録への推薦案件を審査する。あわせて、2か国以上に所在する機関の共同による申請も募集されることから、共同による申請についても審査を行うものとする。なお、今回の申請の募集は、2023年9月15日までにMOWCAPへ推薦する案件にかかるものである。

### 2. MOWCAP地域登録の概要

ユネスコが発行する『「世界の記憶」事業にかかる一般指針』（以下、「一般指針」）より、記録遺産とは、「コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的、精神的等の〕貧困を招くもの」と定義されている。「世界の記憶」事業は、そのような世界的に重要な記録遺産への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称である。「世界の記憶」国際登録制度は本事業を代表するもので、特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

「一般指針」によると「世界の記録遺産は非常に膨大且つ複雑なものであり、（中略）単一の国際登録だけでは不可能であろう方法において、地域や国の専門性を、申請された記録物の評価に適用できるようにする」（第7.10.3項）ため、「世界の記憶」事業には、各地域のリージョナル・コミッティによって独立運営される地域登録制度が設けられている。今回の申請にかかる地域登録は、アジア太平洋地域のリージョナル・コミッティであるMOWCAPにより運営されるものである。

選考基準は、「世界の記憶」国際登録が定める基準に基づくが、それぞれでの地域の特殊性を反映させることが許容されているため、MOWCAP地域登録における選考基準にも、本地域独自の項目の追加がある。なお、審査は2年に1回で、1か国からの申請は3件以内となっている。

#### 目的

- ・アジア太平洋地域において重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- ・重要な記録物になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること。
- ・記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

### 3. 対象となる案件

「世界の記憶」の対象となるのは、単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するもの。

（※）記録物とは、意図的に何かを「記録」したものであって、具体例として以下のようなものがある。

具体例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、絵画、楽譜、映画・フィルム、写真等。

また、MOWCAP地域登録は、2か国以上に所在する機関が共同で案件を申請することができる。このような共同申請案件は、我が国に割り当てられた1国3件までの制限から除外されるが、加盟国の代表であるユネスコ国内委員会を通じて申請することとされているため、共同申請案件も本審査の対象とする。なお、我が国以外のアジア太平洋地域のユネスコ国内委員会を通じて共同申請を行う場合であっても、それぞれの国内委員会において同意を得ていることが必要であるため、その場合も本審査委員会宛に届出を行うこと。

#### 4. 審査

審査は、提出された申請書に基づいて、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会（以下「審査委員会」という）において、「MOWCAP地域登録ガイドライン（抜粋）」（別紙1）の第D～J節に記載される基準に基づき行う。なお、提出にあたっての形式要件は、同「登録ガイドライン」第K節「申請書の提出の形式」（別紙1）を参照のこと。

#### 5. 審査方法

- ・MOWCAPに提出する推薦案件は、審査委員会による審査をへて、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」という）において決定される。
- ・必要に応じてヒアリングや実地調査を実施する。

#### 6. 選定件数

3件以内

※2か国以上に所在する機関による共同申請は、これに含まれない。

#### 7. 結果通知

審査結果については、令和5年8月下旬（予定）、連絡担当者に対して通知する。なお、審査の途中経過及び審査結果の詳細等に関する問い合わせは受け付けない。

#### 8. 申請資格

原則として、申請する案件の所有者又は管理者（個人、団体は問わない）

※所有者または管理者でない者が申請する場合は、申請する案件について所有者及び管理者の書面による同意を得ていること。

#### 9. 申請方法等

##### (1) 提出様式

申請する際の申請書様式は以下を使用すること。なお、用紙サイズはA4縦版、横書きとする。

国内申請にあたっては、和文申請書（様式3）を提出すること。なお、MOWCAPへ提出するのは英文申請書（様式2）のみであり、国内申請にあたっては英文申請書（様式2）をあわせて提出すること

が望ましい。

- ・ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内申請書の提出について(様式1)
- ・ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内申請書(英文)(様式2)(任意)
- ・ユネスコ「世界の記憶」(地域登録)国内申請書(和文)(様式3)(必須)

## (2) 提出方法

以下のとおり、提出すること。

### [1] 電子メール

- ・様式1及び様式3とともに、必要に応じて様式2をPDFファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。
- ・メールの件名は、「【申請者名】『世界の記憶』(地域登録)国内申請書」とすること。
- ・メールでは送付できない容量の大きなデータの送付を希望する場合は、事前に事務局に相談すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

### [2] その他

- ・申請書を受領した後の修正(差替え含む)は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取ること。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。

## (3) 提出期限

令和5年6月15日(木曜日)正午 厳守

## 10. 申請にあたっての留意事項

### ○ 申請書の提出について

- ・国内申請に当たっては、和文申請書(様式3)を提出すること。
- ・国内申請に当たって英文申請書(様式2)の提出は任意であるが、MOWCAPへ提出するのは英文申請書のみであり、MOWCAPへの提出時には英文申請書の作成が必要となることに留意すること。

### ○ 申請者と所有者・管理者との間の合意内容の確認について

- ・申請者が、申請物件の所有者もしくは管理者でない場合、申請者において、申請物件の所有者もしくは管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意を得た上で、書面による同意書を提出すること。また、様式2及び3の「4. 権限の宣言」でその旨を宣言するとともに、当該合意の内容を、様式2及び3の「14. 関係者との協議」に詳細に記載すること。

### ○ 申請書記載内容について

- ・申請書への記載内容について、国内申請書の受理後、ヒアリングを含め、更なる情報の提出が求められる場合もあるので留意すること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請の受理後、推薦案件の選定後、あるいは当該案件のユネスコへの申請後にかかわらず、「MOWCAP地域登録ガイドライン」において定められる基本要件(真正性(authenticity)、地域的重要性(regional significance)等)を満たしていないこと、所有・

管理にかかる宣言に何らかの疑義が生じる等のことが判明した場合には、推薦を取り消すことがあり得る旨、留意すること。

#### ○ 共同申請について

- ・ 2か国以上のユネスコ加盟国に所在する機関による共同申請の場合でも、申請は加盟国のユネスコ国内委員会を通じて行われる。共同申請を行う場合は、当該機関が所属する国のユネスコ国内委員会（またはそれに該当する機関）の承認を得ていること。
- ・ 我が国のユネスコ国内委員会を通じて共同申請をする場合の提出期限は、原則として、本審査委員会による国内申請のスケジュールと同じものとする。提出期限までに、共同申請を行う機関が所在するアジア太平洋地域の国のユネスコ国内委員会（またはそれに該当する機関）からの同意が得られない場合は、事務局に相談すること。
- ・ 他の関係するアジア太平洋地域のユネスコ国内委員会を通じて申請を行う場合は、我が国のナショナル・コミッティである審査委員会の同意を得なければならない。他国のユネスコ国内委員会を通じた申請にあたっては、事前に審査委員会事務局宛に申請書を提出すること。なお、同意にかかる最終的な決定は関係省庁連絡会議において行われる（8月中を予定）ため、我が国における申請スケジュールについて、事前に相手国のユネスコ国内委員会（またはそれに該当する機関）から了解を得ていること。

### 1.1. 選定後の審査委員会からの助言等

下記スケジュールにおける推薦案件の決定（令和5年8月中を予定）の後、MOWCAPへの申請書提出までの間、必要に応じて、審査委員の協力を得ながら、申請者に対して申請書の記載にかかる助言を行うことがある。

### 1.2. 申請スケジュール

※以下は現時点での予定であり、変更があり得る。

令和5年6月15日正午	国内申請〆切
8月中	関係省庁連絡会議において推薦案件の決定
9月15日	MOWCAPへの申請書提出〆切
令和6年6月頃	MOWCAP総会において登録可否の決定

### 1.3. 公表

選定後、選定された案件の名称とその申請者を公表する予定である。なお、推薦の有無に依らず、国内申請された案件は、名称とその申請者を公表する場合がある。

### 1.4. 倫理規定

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）及び登録小委員会（RSC）の倫理規定において、審査委員会委員のメンバーが申請者との直接の接触を原則禁じられていることに留意すること。

<IAC/RSC倫理規定> (ユネスコのウェブサイトへリンク、該当箇所は3. 3)

[https://en.unesco.org/sites/default/files/mow\\_code\\_of\\_ethics\\_1217.pdf](https://en.unesco.org/sites/default/files/mow_code_of_ethics_1217.pdf)

## 15. 申請説明会について

令和5年5～6月をめどに、申請にあたっての説明会（オンライン）を実施する（予定）。

開催日時の詳細は、追って弊省ホームページに告知する。

### <添付資料>

- ・別紙1 ユネスコ「MOWCAP地域登録ガイドライン」（抜粋）
- ・様式1 ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内申請書の提出について
- ・様式2 ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内申請書（英文）
- ・様式3 ユネスコ「世界の記憶」（地域登録）国内申請書（和文）

### <参考情報>

※次のホームページに掲載しています。

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

- ・ユネスコ「MOWCAP地域登録ガイドライン」（MOWCAP）（英語版）（MOWCAP Register Guidelines UNESCO Memory of the World Asia Pacific Regional Register Process）
- ・ユネスコ「MOWCAP地域登録ガイドライン」（MOWCAP）（仮訳）
- ・「アジア太平洋地域における「世界の記憶」ジェンダー平等基準調査」（ユネスコ・バンコク事務所）（英語版）（Gender Equality Baseline Study of Memory of the World in Asia-Pacific）
- ・「アジア太平洋地域における「世界の記憶」ジェンダー平等基準調査」（ユネスコ・バンコク事務所）（仮訳）
- ・「「世界の記憶」の申請書記載にかかるヒントと実用的なアドバイス ―オーストラリア国内登録の「先住民族にかかるコレクション」を事例に一」（Roslyn Russell）（Tips and Practical Advice on Preparing Memory of the World Nomination Dossiers）

### 【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省国際統括官付企画係

TEL：03-5253-4111（内線3401）

E-mail：[mow-secretariat@mext.go.jp](mailto:mow-secretariat@mext.go.jp)

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ『世界の記憶』国内申請（地域登録）について」とすること。なお、問合せについては、国内申請要領の申請書における記載内容についてのみ対応し、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは受け付けません。）